

第34回 安来市農業委員会総会議事録

令和8年4月21日（火） 安来市伯太庁舎201会議室

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	10 番 仲佐 久子君	11 番 北川 正幸君	12 番 新田 里恵君
13 番 塩見 秀雄君	14 番 渡邊 克実君	17 番 吉村 正君	18 番 齋藤 哲君
19 番 渡辺 和則君			

2. 欠席委員 15 番 佐々木吉茂君

3. 出席者

安来市農業委員会事務局

事務局長 光嶋 宏政君 主幹 加藤 靖弘君 主任主事 遠藤 斗弥君

安来市農林振興課

主任 日向 直之君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議第140号 農地法第3条の規定による許可について
日程第 4	議題141号 農地法第5条の規定による許可について
日程第 5	議題142号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
日程第 6	報第141号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
日程第 7	報第142号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
日程第 8	報第143号 農地法第5条第1項第1号に該当する公共事業に伴う農地一時転用について
日程第 9	報第144号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 10	議第143号 令和8年度の最適化活動の目標の設定及び公表について

5. 議事

○午後2時02分 開会

議長：齋藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第34回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：齋藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 3 番 新田徹委員、4 番 横山委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：齋藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日１日と決定いたしました。

○日程第３

議長：齋藤 哲君

日程第３ 議第１４０号 農地法第３条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

議第１４０号についてご説明いたします。２ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第１条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。３ページから７ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第３条の許可申請は９件で、所有権移転が９件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

１番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約３５０ｍ。農機具は管理機１台、軽トラック１台を所有しています。労働力は、本人と妻、長男の３名です。この農地の対価は、■■■です。

２番は、営農開始による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約９ｋｍ。農機具は所有していません。労働力は、本人と妻の２名です。この農地の対価は、■■■です。

３番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約２ｋｍ。農機具はトラクター１台、コンバイン１台、田植機１台、軽トラック１台を所有しています。労働力は、本人と両親の３名です。この農地の対価は、■■■です。

４番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約２ｋｍ。農機具はコンバイン１台、トラクター４台、乾燥機５台を所有しています。また田植機１台、コンバイン２台をリースしています。労働力については、譲受人が農地所有適格法人の要件を満たしていることから適当と判断しています。この農地の対価は、■■■です。

５番は、生前贈与による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩２分から３分程度。農機具はトラクター１台、軽トラック１台を所有しています。労働力は、本人と妻、両親の４名です。この農地の対価は、■■■です。

６番は、営農の拡充による持分３分の１の所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩５分程度。農機具はトラクター２台、草刈機２台、噴霧器１台を所有しています。労働力は、本人のみです。この農地の対価は、■■■です。

７番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約１０ｍ。農機具は所有していません。労働力は、本人のみです。この農地の対価は、■■■です。

８番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約１００ｍ。農機具は田植機１台、コンバイン１台、トラクター１台、乾燥機１台を所有しています。労働力は、本人と妻の２名です。この農地の対価は、■■■です。

９番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第３条第２項各号で規定する要件について、許可基準を満たしています。通作距離は約８０ｍ。農機具は田植機１台、コンバイン１台、トラクター１台を所有しています。労働力は、本人と妻、娘の３名です。この農地の対価は、■■■です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1 番の案件について 1 4 番 渡邊克実委員 お願いします。

1 4 番：渡邊 克実君

1 4 番 渡邊です。番号 1 の説明をいたします。これは戦後農地を交換されておりまして、譲受人の方が現在まで耕作をされていた農地でございます。この度所有権移転を■■で行い、きちんと登記するという案件でございます。従いまして周辺農地等への影響はないと考えます。委員の皆様の審議よろしくをお願いします。

議長：齋藤 哲君

2 番の案件について 1 7 番 吉村委員 お願いします。

1 7 番：吉村 正君

1 7 番 吉村です。2 番案件についてご説明をいたします。譲渡人は県外に住んでおりまして、さらに高齢であるということで、以前から近隣の知人に管理、耕作をしておりましてけれども、この度きちんと相続等をしたいというようなことで今回の話になりました。譲受人と譲渡人の関係は叔母と甥の関係でございます。譲受人につきましては、計画では野菜なり果樹なりを植栽する。またこの該当地につきましては小学校あるいは幼稚園がございまして、その食育等に関係するような圃場も準備したいという計画も持っております。現在、今まで通りの管理をいたしますので、周辺に与える影響はございません。以上です。

議長：齋藤 哲君

3 番の案件について 8 番 木戸委員 お願いします。

8 番：木戸 芳己君

8 番 木戸でございます。3 番案件について説明させていただきます。譲渡人は経営縮小の考えがあり、譲受人は譲渡人の農地を今まで作業委託により関与されており、周辺の事情もよく分かっており、この売買によって周辺の農地に迷惑をかけることはないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長：齋藤 哲君

4 番の案件について 3 番 新田徹委員 お願いします。

3 番：新田 徹君

3 番 新田徹が 4 番案件につきましてご説明させていただきます。譲渡人は松江市在住で耕作できず、以前から譲受人に耕作してもらっておりました。引き続き松江在住ということで、耕作は今後もできないということから譲受人に所有権の移転という形で申請されたところでございます。譲受人は管内の農地を大規模に営農され、また当該農地も今まで譲受人が耕作しておりましたので、他の農地等に迷惑を及ぼすことはないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

5 番の案件について 1 9 番 渡辺和則委員 お願いします。

19番：渡辺 和則君

19番 渡辺です。5番案件につきまして報告をいたします。これは親子関係の生前贈与ということであり、以前と変わらず耕作をされるということでございますので、周辺農地に影響を及ぼすようなことはないと思いますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

6番から8番の案件について 11番 北川委員 お願いします。

11番：北川 正幸君

11番 北川です。6番案件の説明をいたします。譲渡人は高齢で菅原というところで距離があり、譲受人は近くに居住しておりまして、草刈り等の管理もされておったようです。譲渡人と譲受人の関係は従兄弟ということで聞いております。近隣農地に影響を及ぼすことはないと考えます。

7番案件の説明をいたします。譲渡人は譲受人の土地を所有しておりましたが、数年前に譲渡いたしまして、その時に一部の畑も一緒に譲り受けられております。今回もその続きの畑でありますので、そこで和紙のコウゾ、ミツマタ、トロロアオイの栽培を前段もされてまして、今度譲り受けた農地でその栽培をしたいということです。近隣農地に影響を及ぼすことはないと考えます。

8番案件ですが、譲渡人はすでに出雲に住んでおられまして、今年の3月で中間管理機構の契約が終了しまして、それから引き続き耕作をしないという申出がありましたので、近隣の譲受人にお願いをされて譲り受けてもらうということになりました。近隣の方で耕作もされておられまして、他の方でも頼まれてされておりますので経営拡大に伴って農地の管理の方をされておられますので、近隣農地に影響を与えることはないと考えます。以上です。

議長：齋藤 哲君

9番の案件について 9番 武上委員 お願いします。

9番：武上 隆雄君

9番 武上です。番号9について説明をいたします。譲渡人と譲受人との関係は地主と小作であります。譲受人と譲渡人の間で話がつき今回の申請となりました。元々この土地は譲受人が管理をされておりましたので、このことにより周辺農地に影響を与えることはないと考えます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決します。これらの案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番から9番の案件について、許可することで決定しました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第141号 農地法第5条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

議第141号についてご説明いたします。8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第5条第3項において準用する農地法第4条第2項規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。9ページから10ページに案件の内容、11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、一時転用1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、島根県が行う「飯梨地区農業競争力強化農地整備事業」の計画において非農用地として創設換地される農地が申請地となっております。農林省構造改善局長通知「非農用地区域の設定を伴う土地改良事業を行う場合における農地法等関連制度との調整措置について」に従い、農地整備事業の主体である「島根県」とその事業計画の中で取得予定者として定められている「地元で美術館を運営する公益財団法人」の両者で申請を行われました。また同通知に従い、申請農地が創設換地予定地であり、転用申請に係る用途および取得予定者が農地整備事業計画の中で定められているものである旨の島根県の証明書が添付しております。農地の区分は農用地区域内農地で3年間の一時転用です。権利の移動や設定はございませんが、換地処分が行われた際には取得予定者へ所有権移転されることが約束された内容の覚書及び協定書も添付しております。転用の目的は、「仮植場」です。取得予定者は地元で美術館を運営する公益財団法人です。農地整備事業計画の中で位置的に利便性に優れた申請農地を創設換地し、庭園で利用する庭木等の仮植場として譲り受ける予定です。しかしながら、美術館が実施する増改築工事に合わせて、当初の予定より早く仮植場の確保が必要となったため、3年間の農地一時転用により対応するものであります。これは農地法施行令第11条第1項第1号（農用地）イ「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためを行うもの」に該当すると考えております。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 5番 永塚委員 お願いします。

5番：永塚 知芳君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 1班 13番 塩見委員お願いします。

13番：塩見 秀雄君

13番 塩見です。現地調査の報告をします。今月の調査班は1班で、足立班長、岩崎委員、北中委員、仲佐委員、事務局より加藤主幹、遠藤主任主事、発表者 塩見で4月20日、13時35分より説明を受けて現地を確認してきましたので報告します。現地では地元委員の永塚委員より説明を受けました。1番案件について、5条による一時転用許可申請です。仮植場の整備、■■■■において■■■■の改修工事に伴い、庭木の仮植が必要となるため仮植場を一時転用に造成するものです。面積は14筆で、7,993㎡です。用排水の処理についてですが、雨水については仮植場の4点に排水路を整備し排水するが、既設の水路が整備されている箇所については既設の水路に排水する。汚水については発生しない。土地の造成については、道路等の周辺の施設及び隣接地の高さを考慮して仮植場を造成する。調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番の案件については許可することで決定されました。

○日程第5

議長：齋藤 哲君

日程第5 議第142号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について を議題とします。この際、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、私 18番 齋藤 は退席しますので、議長を職務代理の17番 吉村委員 に交代します。

(18番 齋藤委員 退席)

(17番 吉村委員 議長席へ)

議長：吉村 正君

それでは、これより 17番 吉村 が議長を務めます。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

議第142号についてご説明いたします。12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により照会がありましたので意見を求めるものです。計画につきましては、15ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権64件、面積81,601㎡、使用貸借権10件、面積13,197㎡、全体で74件、総面積が93,798㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第142号についてご説明いたします。詳細は16ページから21ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画はすべてしまね農業振興公社を通じた利用権設定です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：吉村 正君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

3番：新田 徹君

3番 新田徹です。19ページの14番案件ですが、■■の代表理事が■■になってますけど、■■は■■の代表理事さんじゃないかと思うんですけど。

農林振興課主任：日向 直之君

本当ですね。こちらの記載間違いです。またこちらの方で修正をしておきます。ご指摘ありがとうございます。

議長：吉村 正君

正式には。正しいのは。

農林振興課主任：日向 直之君

正しいのは■■ですね。

議長：吉村 正君

では、事務局並びに農林振興課の方では修正されるということで、代表者の修正ということで、その他はないということです。本件については意見なしということで回答することにつきまして賛成される方の挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長：吉村 正君

全員賛成ですので、本件については「意見無し」で市長に回答することで決定しました。18番 齋藤 会長 の除斥を解除します。これをもちまして、議長を会長に交代します。

(17番 吉村委員 自席へ)

(18番 齋藤委員 議長席へ)

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 報第141号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

報第141号についてご説明いたします。22ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3の規定による届出を受理しましたので報告するものです。23ページから25ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、相続が4件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 報第142号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について を議第とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

報第142号についてご説明します。26ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告するものです。27ページから32ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、7件で、農地法による賃貸借の解約1件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約6件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第143号 農地法第5条第1項第1号に該当する公共事業に伴う農地一時転用について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

報第143号についてご説明します。33ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり、農地法第5条第1項第1号に該当する許可不要の農地転用の届出を受理しましたので報告するものです。34ページをご覧ください。今月の件数は2件です。いずれも島根県等が行う公共事業によるもので、事業名等は転用理由の欄に記載しておりますので、ご覧ください。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第144号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

報第144号についてご説明します。35ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。36ページをご覧ください。今月の通知は2件で、すべて畑に地目変更です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第10

議長：齋藤 哲君

日程第10 議第143号 令和8年度最適化活動の目標の設定及び公表について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局主幹：加藤 靖弘君

議第143号についてご説明いたします。37ページをご覧ください。このことについて、農水省からの通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に従い、令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）の審議を求めるものです。併せて農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することについて審議を求めるものです。38ページから41ページにかけて審議していただく内容載せています。41ページ上段の2. 最適化活動の活動目標の（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標をご覧ください。こちらについて前年度の目標は12日でしたが、まだ未確定ではありますが、前年度実績がおおよそ1月あたり12日を超えていること、「農地利用最適化交付金事業実施要綱」の中で1月あたり10日を日数目標としていることなどを総合的に判断し、今年度の目標を昨年度と同様12日と設定したいと考えております。また、ここで議決されますと、農業会議の確認を受けた上で4月中にホームページで公表する予定としております。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので、採決いたします。本件について賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、提出原案のとおり目標を設定し、公表することで決定されました。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第34回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時40分 閉会